

議案第14号

松塩筑木曾老人福祉施設組合同規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、松塩筑木曾老人福祉施設組合同規約を別紙のとおり変更するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 3月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の一部を変更する規約

松塩筑木曾老人福祉施設組合規約（昭和44年長野県中南信事務所指令43中南県第720号）の一部を次のように変更する。

第10条を次のように改める。

（組合の経費の区分）

第10条 この組合の経費は、事務局経費、政策的経費及び施設運営費に区分する。

第10条の次に次の1条を加える。

（組合経費の支弁方法）

第11条 事務局経費は、国庫支出金及び県支出金をもって充て、なお不足するときは組合市町村が入所者割（前々年の10月から前年の9月までの特別養護老人ホームの入所者及び特別養護老人ホームに短期間入所する者（以下「入所者等」という。）の利用日数の合計に対する当該市町村に属する入所者等の利用日数の合計の割合により算定する負担の割合をいう。以下同じ。）によりその不足する額を負担するものとする。

2 政策的経費及び施設運営費は、国庫支出金、県支出金及び借入金その他の収入をもって充て、なお不足するときは組合市町村が入所者割によりその不足する額を負担するものとする。

3 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター及びヘルパーステーションの負担割合は、別に定めるものとする。

別表を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する

松塩筑木曾老人福祉施設組合規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（組合経費の支弁方法）</u></p> <p><u>第10条 この組合の経費は、国庫支出金、県支出金及び借入金その他の収入をもって充て、なお不足するときは組合市町村が次の各号に定める割合により負担する。</u></p> <p><u>(1) 特別養護老人ホームの負担割合は、別表に定めるところによる。</u></p> <p><u>(2) 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター及びヘルパーステーションの負担割合は、別に定めるものとする。</u></p>	<p><u>（組合の経費の区分）</u></p> <p><u>第10条 この組合の経費は、事務局経費、政策的経費及び施設運営費に区分する。</u></p> <p><u>（組合経費の支弁方法）</u></p> <p><u>第11条 事務局経費は、国庫支出金及び県支出金をもって充て、なお不足するときは組合市町村が入所者割（前々年の10月から前年の9月までの特別養護老人ホームの入所者及び特別養護老人ホームに短期間入所する者（以下「入所者等」という。）の利用日数の合計に対する当該市町村に属する入所者等の利用日数の合計の割合により算定する負担の割合をいう。以下同じ。）により、その不足する額を負担するものとする。</u></p> <p><u>2 政策的経費及び施設運営費は、国庫支出金、県支出金及び借入金その他の収入をもって充て、なお不足するときは組合市町村が入所者割によりその不足する額を負担するものとする。</u></p>

現行				改正後（案）
別表（第10条関係）				<u>3 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター及びヘルパーステーションの負担割合は、別に定めるものとする。</u>
区分	対象経費	組合市町村	負担の割合	
均等割	<u>経費の10分の3</u>	松本市	<u>経費の10分の3に4分の1を乗じて得た額</u>	
		塩尻市	同上	
		東筑摩郡及び木曾郡の各町村並びに安曇野市	<u>経費の10分の3に4分の2を乗じた額を12で除して得た額</u>	
人口割	<u>経費の10分の7</u>	松本市	<u>経費の10分の7に人口割合を乗じて得た額</u>	
		塩尻市	同上	
		東筑摩郡及び木曾郡の各町村並びに安曇野市	同上	

現行	改正後（案）
<p><u>備考</u> <u>人口割の基礎となる人口は、長野県が公表する毎月人口異動調査に基づく、前年の10月1日現在の推計人口とする。ただし、安曇野市の人口は、第3条ただし書に規定する区域の人口とする。</u></p>	

議案第14号 松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について

1 変更事由

松塩筑木曾老人福祉施設組合経費の支弁方法について、組合を構成する市町村の負担の割合を変更するため、組合規約に必要な変更をするもの

2 変更内容

(1)組合の経費の区分について（第10条）

組合の構成市町村が組合の経費を負担するに当たり、経費の区分に応じた負担を行うため、組合経費を「事務局経費」、「政策的経費」、「施設運営費」に区分するもの

(2)組合経費の支弁方法について（第11条）

現規約における構成市町村の組合経費の負担割合の基本的な考え方は、組合設立時の措置制度に基づく人口規模に応じた割合であった。

平成12年度に施行された介護保険制度においては、契約制度による施設利用となっていることから、負担割合を組合施設全体における構成市町村に属する入所者の利用日数の割合に変更をするもの

3 施行期日 令和8年4月1日

現行規定と市町村検討案の比較

①現行の負担金割合（均等割+人口割）

※人口の基準は、前年の10月1日現在、安曇野市は、旧明科町の区域の人口

②改正案の入所者割合は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間の長期入所者及び短期入所者の市町村毎の施設利用日数を合計し割合を算出

市町村負担金負担割合

	① 現 行			負担割合計	② 改正案
	均等割	人口割			全施設の入所者割
	負担割合	人口	割合		
松本市	25%	237,304	67.0%	54.4%	46.90%
塩尻市	25%	65,821	18.6%	20.5%	15.26%
安曇野市	4.17%	7,522	2.1%	2.7%	1.96%
山形村	4.17%	8,244	2.3%	2.9%	4.41%
朝日村	4.17%	4,053	1.1%	2.1%	1.52%
麻績村	4.17%	2,325	0.7%	1.7%	3.50%
生坂村	4.17%	1,537	0.4%	1.6%	1.80%
筑北村	4.17%	3,793	1.1%	2.0%	3.96%
木祖村	4.17%	2,422	0.7%	1.7%	3.15%
木曾町	4.17%	9,758	2.8%	3.2%	6.78%
王滝村	4.17%	646	0.2%	1.4%	0.62%
上松町	4.17%	3,803	1.1%	2.0%	3.45%
大桑村	4.17%	3,088	0.9%	1.9%	1.02%
南木曾町	4.17%	3,607	1.0%	2.0%	5.67%